

第1号様式（第3条第1項関係）

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

農業経営受託規程制定届出書

年 月 日開催の総会（総代会）において、農業経営受託規程を定める決議を行ったので、山口県農業協同組合施行細則第3条第1項の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 農業経営受託規程全文
- 3 規程を定める決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（謄本）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第3条第2項関係）

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

農 業 経 営 受 託 規 程 変 更 届 出 書

年 月 日開催の総会（総代会）において、農業経営受託規程を変更する決議を行ったので、山口県農業協同組合法施行細則第3条第2項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 変更の理由書
- 2 農業経営受託規程変更新旧対照表
- 3 農業経営受託規程全文（現行のもの）
- 4 農業経営受託規程全文（変更後のもの）
- 5 農業経営受託規程変更の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（謄本）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式（第3条第3項関係）

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

農業経営受託規程廃止届出書

年 月 日開催の総会（総代会）において、農業経営受託規程を廃止する決議を行ったので、山口県農業協同組合法施行細則第3条第3項の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 農業経営受託規程廃止の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（謄本）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

指定農業協同組合指定申請書

農業協同組合法第10条第18項の指定を受けたく、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 農協の概要

(1) 組合員数

正組合員数	准組合員数	計

(2) 役職員数

役 員 数				職 員 数	計
理 事 数	うち常勤	監 事 数	うち常勤		

2 申請する理由

3 指定農業協同組合の基準の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額  億円  
( 年 月1日から 年 月末までの平均残高)

(参考) 過去5年間の貯金等の推移

(単位:百万円)

年度 区分	年度	年度	年度	年度	年度
貯 金 額					
定期積金額					
計					

(記載上の注意)

- ① 事業年度の平均残高により記載すること。
- ② 5年以内に合併している場合は、合併以後とすること。  
(以下同じ)

## (2) 財務内容等

## ① 単体自己資本の比率（ 年度末）

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				

コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	%		%	

(記載上の注意)

この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

(参考) 過去5カ年の単体自己資本比率の推移

(単位: %)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
自己資本比率					

①-2 連結自己資本の比率 ( 年度末)

(単位: 百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				

うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 ( (イ) - (ロ) ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				

オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	%		%	

(記載上の注意)

± この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

(参考) 過去5カ年の連結自己資本比率の推移

(単位：%)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
自己資本比率					

② 剰余金又は損失金 ( 年度)

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越金と剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 (a + b)		

(記載上の注意) 損失金の場合は金額に△を表示すること。

③ 信用事業命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額の比率

$$\frac{\text{信用事業命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額}}{\text{総貸出残高}} \times 100 = \quad \%$$

(参考) 過去5年間の信用事業命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額の比率の推移

(単位：百万円、%)

年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
区 分					
総貸出残高					
信用事業命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額					
信用事業命令第6条の2第1項第2号ハに定める合計額の比率					

(3) 貯貸率、業務執行体制等

① 貯貸率 ( 年度)



平均貯貸率 %

(単位：百万円、%)

月	月	月	月	月	月	月
区分						
貯金額						
貸出金額						
貯貸率						
	月	月	月	月	月	月
貯金額						
貸出金額						
貯貸率						

② 員外貸出率 ( 年度 )  
平均員外貸出率 %

(単位：百万円、%)

月	月	月	月	月	月	月
区分						
組合員貸出金額						
員外貸出金額						
員外貸出率						
	月	月	月	月	月	月
組合員貸出金額						
員外貸出金額						
員外貸出率						

(記載上の注意)

員外貸出金は地方公共団体、金融機関貸付け等員外利用規制対象外のものを除く。

③ 員外利用の実態及び見込み

④ 審査体制

担当部	担当課 (室)	業務区分	職員数		備考
				うち担当職員数	

(記載上の注意)

- ①職務権限規程により記入すること。
- ②貸付部門、審査部門を区別して記入する。

⑤ 内部けん制体制及び内部監査体制  
ア 貸出しに係る業務の職務権限

項目	職務分掌	権 限 者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長

(記載上の注意) 職務権限規程により記入すること。

イ 内部監査体制の概要

(ア) 内部監査担当部署

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意) 監事が常勤あるいは学経の場合は備考欄にその旨を記載する。

(イ) 内部監査の実施状況

⑥ その他（違法、不正事案及び紛争事案の状況等）

#### 4 信用農業協同組合連合会の意見

(添付資料)

- 1 貸借対照表、損益計算書等財務諸表（連結財務諸表を含む。）
- 2 組織図
- 3 その他参考となる資料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式

(第5条第1項、第9条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項関係)

番 年 月 日  
号

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

〇 〇 規 程 承 認 申 請 書

年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を定める決議を行ったので、  
農業協同組合法第〇条第〇項の規定により規程の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 〇〇規程全文
- 3 規程を定める決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（謄本）

(注1) 〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

(注2) 農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条文を入れる。

(注3) 農業経営規程の承認申請においては、上記添付書類の他

- (1) 事業計画書の写し
- (2) 実施しようとする作目について、その作目に関する組合員で構成している生産者組織がある場合には、その組織との意見調整の内容
- (3) 農業協同組合法第11条の50第1項第2号の事業を行う場合は、農地利用集積円滑化事業規程の承認書の写し
- (4) 次のいずれかの書類
  - ア 農業協同組合法第11条の50第3項又は第4項の規定による組合員又は会員の同意を得たことを証する書類
  - イ 農業協同組合法第11条の50第5項に規定する農業協同組合の場合にあっては、同条第6項の規定による決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本、同条第7項の規定による公告又は通知を行ったことを証する書類及び同条第8項の規定による総組合員の6分の1以上の組合員の反対の意思がないことを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式

(第5条第2項、第9条第2項、第11条第2項、第12条第2項、第13条第2項関係)

番 年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

〇〇規程変更承認申請書

年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を変更する決議を行ったので、  
農業協同組合法第〇条第〇項の規定により規程変更の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 変更の理由書
- 2 〇〇規程変更新旧対照表
- 3 〇〇規程全文（現行のもの）
- 4 〇〇規程全文（変更後のもの）
- 5 規程変更の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（謄本）

(注1) 〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

(注2) 農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条文を入れる。

(注3) 共済規程の承認申請において、農業協同組合法第44条第5項の規定により、  
理事会で決議をした場合にあっては、上記添付書類4の「総会（総代会）」を  
「理事会」と読み替えるものとする。

(注4) 農業経営規程の承認申請においては、上記添付書類の他

- (1) 変更後の事業計画書の写し
- (2) 実施しようとする作目について、その作目に関する組合員で構成している  
生産者組織がある場合には、その組織との意見調整の内容
- (3) 農業協同組合法第11条の50第1項第2号の事業を行う場合は、農地  
利用集積円滑化事業規程の承認書の写し
- (4) 次のいずれかの書類  
ア 農業協同組合法第11条の50第3項又は第4項の規定による組合員  
又は会員の同意を得たことを証する書類  
イ 農業協同組合法第11条の50第5項に規定する農業協同組合の場合  
にあっては、同条第6項の規定による決議を行った総会（総代会）の議  
事録の謄本又は抄本、同条第7項の規定による公告又は通知を行ったこ  
とを証する書類及び同条第8項の規定による総組合員の6分の1以上の  
組合員の反対の意思がないことを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式

(第5条第3項、第9条第3項関係)

番 年 月 号 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

〇〇規程廃止承認申請書

年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を廃止する決議を行ったので、  
農業協同組合法第〇条第〇項の規定により規程廃止の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 規程廃止の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（謄本）

(注1) 〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

(注2) 農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条文を入れる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式

(第5条第4項、第9条第4項、第11条第3項、第12条第3項、第13条第3項関係)

番 号  
年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

〇 〇 規 程 変 更 届 出 書

年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を変更する決議を行ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 変更の理由書
- 2 〇〇規程変更新旧対照表
- 3 〇〇規程全文（現行のもの）
- 4 〇〇規程全文（変更後のもの）
- 5 〇〇規程変更の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（謄本）

(注1) 〇〇規程には届出を行う規程名を入れる。

(注2) 農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条文を入れる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

〇 〇 規 程 廃 止 届 出 書

年 月 日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を廃止する決議を行ったので、農業協同組合法第〇条第〇項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 廃止の理由書
- 2 〇〇規程廃止の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（謄本）

（注1） 〇〇規程には届出を行う規程名を入れる。

（注2） 農業協同組合法第〇条第〇項には該当する条文を入れる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

信用事業方法書 制定  
変更届出書  
廃止

制定  
信用事業方法書を変更したので、信用事業命令第7条第2項の規定により届出を行いま  
廃止  
す。

(添付書類)

制定

- 1 信用事業方法書
- 2 信用事業方法書制定の決議をした理事会の議事録(抄本)
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

変更

- 1 信用事業方法書の変更の理由書
- 2 信用事業方法書変更新旧対照表
- 3 信用事業方法書全文(現行のもの)
- 4 信用事業方法書全文(変更後のもの)
- 5 信用事業方法書変更の決議をした理事会の議事録(抄本)
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

廃止

- 1 信用事業方法書の廃止の理由書
- 2 信用事業方法書廃止の決議をした理事会の議事録(抄本)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第 1 1 号様式 (第 7 条関係)

番 年 月 号 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

信用供与等限度額超過承認申請書

信用供与等限度額を超えることの承認を受けたいので、農業協同組合法第 1 1 条の 8 第 1 項ただし書き (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり申請します。

記

信用供与を受ける者	
信用の供与を受ける者の事業の内容	
信用供与限度額を超える信用供与の状況及び系統金融機関の自己資本との関係	
理 由	

(添付書類)

- 1 信用の供与を受ける者の資金計画を記載した書類
- 2 信用の供与を受ける者の金融機関別の借入金残高及びそのシェアの推移
- 3 信用供与等限度額を超えることの決議をした理事会の議事録 (抄本)
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第12号様式(第8条関係)

番 年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

特定関係者との間の取引等に係る承認申請書

特定関係者との間の取引等について承認を受けたいので、農業協同組合法第11条の9ただし書きの規定により、下記のとおり申請します。

記

取引相手方	商号、名称又は氏名		
	住所又は本店所在地		
	代表者		
	組合との関係(注1)		
	主要株主等の構成		A社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
取引の内容	取引内容		
	支援金額		
当該相手方と行った過去の取引内容(注2)			
取引を行う理由(注3)			
取引予定日			年 月 日 ( )

- (注1) 取引の相手方が特定関係者の利用者等である場合は、当該特定関係者と組合との関係についても記載する。
- (注2) 件数及び支援金額については、各年度ごとに記載すること。取引の相手方が特定関係者の利用者等である場合は、当該特定関係者と組合との過去の取引内容についても記載する。
- (注3) 農業協同組合法施行規則第7条に規定するやむを得ない理由があることについても説明する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

価格変動準備金の不積立ての認可申請書

価格変動準備金の不積立てについて、農業協同組合法第11条の34第1項ただし書きの規定により、認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 剰余金処分案又は損失処理案
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2から4までの書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

価格変動準備金の取崩しの認可申請書

価格変動準備金の取崩しについて、農業協同組合法第11条の34第2項ただし書きの規定により、認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 剰余金処分案又は損失処理案
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2から4までの書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

1年を超えて国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて  
保有することに係る承認申請書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を、引き続き1年を超えて保有することについて、  
農業協同組合法第11条の65第2項ただし書の規定により、下記のとおり承認の申  
請をします。

記

名 称				
本店所在地				
業務の内容				
会社の状況 (直近の決算期より)	(売上高) (経常利益) (当期純利益)	(総資産) (資本金)		
総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況	届出事由発生前	届出事由発生直後	承認申請日	
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
起算日	年 月 日 ( )			
議決権取得 (又は保 有) の理由	(根拠条文：農協法施行規則第〇条第〇項第〇号)			
基準議決権数を超え て保有する議決権を 期間内に処分できな い理由				
基準議決権数を超え て保有する議決権の 処分の方針、処分予 定期				
その他参考となるべ き事項				

(注1) 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等招集通知の受領時 (以下「判明時」という。) に把握  
できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみな  
す。

なお、小規模上場会社等で招集通知に「総株主等の議決権」の記載が無い場合  
には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」  
とみなして差し支えない (この場合において、表上の単位は株と読み替えるもの  
とする。(注3)においても同じ。)

(注2) 「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合

は、少数第3位以下を四捨五入し、少数第2位までの計数を記入すること。

(注3) 保有議決権数の算定方法

判明時に有する当該会社の議決権の数とする。

なお、小規模上場会社等で招集通知に「議決権」の記載が無い場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。

(注4) 「議決権取得（又は保有）の理由」について

農協法施行規則第63条第1項第6号から第8号までの事由による場合は「総株主等の議決権数の減少」として一括記載することで差し支えない。

(注5) 「基準議決権数を超過して保有する議決権を期間内に処分できない理由」について

処分できない理由を記載することとし、その際、監督指針Ⅲ-4-9(1)①も参考とすること。

(注6) 「基準議決権数を超過して保有する議決権の処分の方針、処分予定時期」について

例えば、売却等により処分できない原因となっている事象が解消する時期や、当該事象の解消後の処分の方針（市場売却等による処分や、当該会社の自己引受など）を記載すること（下記は例示であり、これらに限定されるものではない。）。

- (記載例) ・ 当該会社の事業再生計画が終了後（具体的な計画終了時期を記載）、1年以内に当該会社（あるいはスポンサーその他第三者）に売却予定。  
 ・ 当該会社の重要事項が公表された後、1年以内に市場売却等により処分予定。

(注7) 「その他参考となるべき事項」について

事業再生計画等に基づく議決権の保有については、当該計画の進捗状況等（下表を参考）を記載すること。

	○年○月期 計画始期	○年○月		○年○月期 計画終期
		計画	実績（直近）	
売上高				
経常利益				
当期純利益				
総資産				
資本金				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第16号様式(第16条関係)

番 年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

理事（経営管理委員）の定数に係る承認申請書

このことについて、農業協同組合法第30条第12項ただし書により規定する  
農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号  
に該当するため、下記のとおり  
農業協同組合法施行規則第76条の2第2項第3号  
承認の申請をします。

記

理事（経営管理委員）の定数	
定数に不足する理事（経営管理委員）の人数	
理事（経営管理委員）の資格要件につき、定数に満たない理由	

(添付書類)

- 1 理事会等において理事（経営管理委員）の資格要件につき検討した書類
- 2 正組合員である認定農業者の数に関する調査の結果がわかる書類
- 3 理事（経営管理委員）に推薦する者の略歴がわかる書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第17号様式（第17条第1項、第2項、第3項関係）

番 年 月 日  
号

山口県知事 様

請求者 郵便番号  
住所 氏名  
(電話 局 番)

一時理事選任  
一時監事選任 請求書  
総会招集

農業協同組合法第40条第1項の規定により、〈〈農業協同組合の名称〉〉の  
一時理事の選任  
一時監事の選任を請求します。  
総会の招集

(添付書類)

一時理事の選任

- 1 請求の理由書
- 2 組合の概況書
- 3 一時理事に推薦する者の住所、氏名、生年月日及び略歴を記載した書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

一時監事の選任

- 1 請求の理由書
- 2 組合の概況書
- 3 一時理事に推薦する者の住所、氏名、生年月日及び略歴を記載した書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

総会の招集

- 1 請求の理由書
- 2 組合の概況書
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第18号様式（第17条第4項関係）

番 年 月 日  
号

山口県知事 様

請求者 郵便番号  
住 氏 所 名  
氏 氏 名  
(電話 局 番)

一時代表理事選任請求書

農業協同組合法第40条第3項の規定により、〈〈農業協同組合の名称〉〉の一時代表理事の選任を請求します。

(添付書類)

- 1 請求の理由書
- 2 組合の概況書
- 3 一時代表理事に推薦する者の住所、氏名、生年月日及び略歴を記載した書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

決定  
役員 届出書  
変更

役員（経営管理委員会会長、代表理事、常勤理事、代表清算人）を下記のとおり  
決定  
変更

したので、山口県農業協同組合法施行細則第18条の規定により届出を行います。

記

決定 変更 の理由	就任又は 辞任の区分	就任又は 辞任の年月日	役職名	氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第20号様式（第19条関係）

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

総会（総代会）開催届出書

年 月 日通常（臨時）総会（総代会）を開催したので、山口県農業協同組合法  
施行細則第19条の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 総会（総代会）の議事録（謄本）
- 2 事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案その他の総  
会（総代会）提出書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 日  
号

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

定 款 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、農業協  
同組合法第44条第2項の規定により定款変更の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 変更の理由書
- 2 定款変更新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款全文（変更後のもの）
- 5 定款変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 6 役員名簿
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類  
(総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し、事業計画書等)

(注) 出資1口金額の減少又は出資組合から非出資組合への移行に係る定款変更の  
認可申請の場合は上記1～6の書類の他下記7及び8の書類を添付すること。

- 7 財産目録及び貸借対照表
- 8 法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証す  
る書類

※ 出資組合から非出資組合への移行に係る定款変更の認可申請の場合は、「法第  
54条の5第3項において準用する法第49条第2項」とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第22号様式（第20条第2項関係）

番 年 月 日  
号

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

定款変更届出書

年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、農業協同組合法第44条第4項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 定款変更理由書
- 2 定款変更新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款全文（変更後のもの）
- 5 定款変更の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（抄本）
- 6 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第23号様式（第21条関係）

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

制定  
規約 変更 届出書  
廃止

制定  
年 月 日開催の総会（総代会）において、規約を 変更 したので、山口県農業協同  
廃止

第1項  
組合法施行細則第21条 第2項 の規定により、届出を行います。  
第3項

(添付書類)

制定

- 1 規約全文
- 2 規約制定の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（抄本）

変更

- 1 規約の変更の理由書
- 2 規約新旧対照表
- 3 規約全文（現行のもの）
- 4 規約全文（変更後のもの）
- 5 規約変更の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（抄本）

廃止

- 1 規約の廃止の理由書
- 2 規約廃止の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（抄本）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 日  
年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

信用事業全部（一部）譲渡認可申請書

年 月 日開催の総会（総代会）において、〈〈農業協同組合の名称〉〉に信用事業の全部（一部）を譲渡することについて決議を行いましたので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部（一部）の譲渡を決議した総会（総代会）の議事録（抄本）
- 3 信用事業の全部（一部）の譲渡の契約書
- 4 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項第2号の規定による計算書類
- 5 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6 信用事業の一部の譲渡を行った後における組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 7 当該信用事業の譲渡により当該組合の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

信用事業全部（一部）譲受認可申請書

年 月 日開催の総会（総代会）において、〈〈農業協同組合の名称〉〉から信用事業の全部（一部）を譲受けることについて決議を行いましたので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、許可を受けたく関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部（一部）の譲受けを決議した総会（総代会）の議事録（抄本）
- 3 信用事業の全部（一部）の譲受けの契約書
- 4 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項第2号の規定による計算書類
- 5 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6 信用事業の全部（一部）の譲受け後における当該組合の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類
- 7 信用事業の全部（一部）を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する信用事業命令第38条第1項第4号に掲げる書類
- 8 信用事業の全部（一部）を譲り受けた組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 9 信用事業の全部（一部）を譲り受けた組合又はその子会社が、当該信用事業の全部（一部）の譲受けにより国内の会社の議決権数を合算してその基準議決権数を超過して所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 10 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第26号様式（第24条第1項関係）

番 年 月 日  
年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

信用事業全部譲渡届出書

信用事業の全部を譲渡したので、農業協同組合法第50条の2第7項の規定に基づき、  
下記のとおり届出を行います。

記

- 1 総会（総代会）決議の年月日
- 2 債権者への公告・催告年月日
- 3 債権者の異議の有無及び異議に対してとった措置
- 4 譲渡年月日
- 5 譲渡先
- 6 譲渡財産
- 7 譲渡催告年月日
- 8 信用事業に係る業務代理の受託の有無及び代理業務の内容
- 9 その他（固定化債権の処理方法等）

(添付書類)

- 1 信用事業の全部の譲渡の決議をした総会（総代会）の議事録（抄本）
- 2 譲渡契約書
- 3 財産目録・貸借対照表
- 4 債権者への公告・催告
- 5 信用事業譲渡公告
- 6 業務代理契約書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第27号様式（第24条第2項関係）

番 年 月 日  
号

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

信用事業一部譲渡届出書

信用事業の一部を譲渡したので、山口県農業協同組合法施行細則第24条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出を行います。

記

- 1 総会（総代会）決議の年月日
- 2 債権者への公告・催告年月日
- 3 債権者の異議の有無及び異議に対してとった措置
- 4 譲渡年月日
- 5 譲渡先
- 6 譲渡財産
- 7 譲渡催告年月日
- 8 信用事業に係る業務代理の受託の有無及び代理業務の内容
- 9 その他（固定化債権の処理方法等）

(添付書類)

- 1 信用事業の一部の譲渡の決議をした総会（総代会）の議事録（抄本）
- 2 譲渡契約書
- 3 財産目録・貸借対照表
- 4 債権者への公告・催告
- 5 信用事業譲渡公告
- 6 業務代理契約書写

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 日  
号

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

共 済 事 業 全 部 譲 渡 届 出 書  
共済契約包括移転（全部）

共済事業の全部を譲渡

したので、農業協同組合法第50条の4第5項において  
共済契約を包括移転（全部）

準用する同法第50条の2第7項の規定により届出を行います。

（添付書類）

財産移転を伴わない場合

- 1 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の包括移転（全部）の理由書
- 2 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の包括移転（全部）を決議した総会又は総代会の議案及び議事録（抄本）

財産移転を伴う場合

- 1 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の包括移転（全部）の理由書
- 2 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の包括移転（全部）を決議した総会又は総代会の議案及び議事録（抄本）
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 法第50条の4第4項において準用する法第49条及び法第50条の手続きを終わったことを証する書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

共 済 事 業 一 部 譲 渡 届 出 書  
共済契約包括移転（一部）

共済事業の一部を譲渡

したので、山口県農業協同組合法施行細則第25条

共済契約を包括移転（一部）

第2項の規定により、下記のとおり届出を行います。

（添付書類）

財産移転を伴わない場合

- 1 共済事業の一部の譲渡又は共済契約の包括移転（一部）の理由書
- 2 共済事業の一部の譲渡又は共済契約の包括移転（一部）を決議した総会又は総代会の議案及び議事録（抄本）

財産移転を伴う場合

- 1 共済事業の一部の譲渡又は共済契約の包括移転（一部）の理由書
- 2 共済事業の一部の譲渡又は共済契約の包括移転（一部）を決議した総会又は総代会の議案及び議事録（抄本）
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 法第50条の4第4項において準用する法第49条及び法第50条の手続きを終わったことを証する書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第30号様式（第26条第1項関係）

番 年 月 日  
号

山口県知事 様

提出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

業務報告書（連結業務報告書）提出書

業務報告書（連結業務報告書）を作成しましたので、農業協同組合法第54条の2  
第1項（第2項）の規定により提出します。

(添付書類)  
業務報告書（連結業務報告書）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第31号様式（第26条第2項関係）

番 年 月 日  
号 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

業務報告書（連結業務報告書）の提出の延期に係る承認申請書

業務報告書（連結業務報告書）の提出を延期したいので、農業協同組合法施行規則  
第202条第7項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 提出を延期する理由
- 2 提出を延期する期間 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

郵便番号  
住所 組合にあっては、その  
発起人 主たる事務所の所在地  
氏名 組合にあっては、その  
名称及び代表者の職氏名  
(電話 局 番)

〔以下各発起人の郵便番号、住所、氏名及び  
電話番号をこの例により記載すること。〕

### 設 立 認 可 申 請 書

農業協同組合法第59条第1項の規定により、〈〈農業協同組合の名称〉〉の設立の認可の申請をします。

### 記

設立しようとする組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 法第55条に規定する発起人会の開催に関する書類  
(発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類)
- 6 法第56条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類  
(設立目論見書、設立準備会公告の写し)
- 7 法第57条に規定する設立準備会の開催に関する書類  
(定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し)
- 8 法第58条に規定する創立総会の開催に関する書類  
(創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録(謄本))
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書類  
(組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第33号様式（第27条第2項関係）

番 年 月 日  
年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

設 立 登 記 届 出 書

設立の登記をしたので、山口県農業協同組合法施行細則第27条第2項の規定により  
届出を行います。

(添付書類)

- 1 登記事項証明書
- 2 正組合員及び准組合員の数を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第34号様式（第28条関係）

番 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
住所 組合にあっては、その  
発起人等 主たる事務所の所在地  
氏名 組合にあっては、その  
名称及び代表者の職氏名  
(電話 局 番)

設立（定款変更・合併・包括承継・新設分割）認可証明請求書

年 月 日付けで設立（定款変更、合併、包括承継、新設分割）について認可の申請をしましたが、農業協同組合法第61条第1項（第44条第3項、第65条第3項、第70条第2項、第70条の3第4項）に規定する期間が経過したにもかかわらず、認可又は不認可の通知がありませんので、農業協同組合法第61条第2項（第44条第3項、第65条第3項、第70条第2項、第70条の3第4項）の規定により設立（定款変更、合併、包括承継、新設分割）の認可について証明することを請求します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第35号様式（第29条第1項関係）

番 年 月 日  
年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申請者 主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

解 散 認 可 申 請 書

年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の決議を行ったので、農業協同組合法第64条第2項の規定により解散の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 解散の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 清算人名簿
- 4 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類  
(総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第36号様式（第29条第2項関係）

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

解 散 届 出 書

年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の決議を行ったので農業協同組合法  
第64条 第4項  
第5項 の規定により届出を行います。  
第8項

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 解散の決議をした総会（総代会）の議事録(謄本)
- 3 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）
- 4 その他必要な書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第37号様式（第29条第3項関係）

番 年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

解 散 登 記 届 出 書

解散の登記をしたので、山口県農業協同組合法施行細則第29条第3項の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 登記事項証明書
- 2 法第72条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録のみ）

(注) 解散届を提出した組合にあっては財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録のみ）を省略することができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第38号様式（第30条関係）

番 年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者住所（又は代理人住所）  
代表者職氏名（又は代理人氏名）  
（電話 局 番）

事業未廃止届出書

〈〈農業協同組合の名称〉〉

は、事業を廃止していないので、農業協同組合法第

〈〈農事組合法人の名称〉〉

64条の2第1項（法第73条第4項において準用する場合）の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 登記所が発行する印鑑証明書
- 2 直近に開催された総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 事業を停止していた場合は、その理由書

（注1） 代理人によって届出を行う場合は、委任状を添付すること。

（注2） 本届出書及び委任状には、登記所に提出してある印鑑を押印すること。

（注3） 組合の届出の場合は、上記（法第73条第4項において準用する場合）を削除すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

組 合 等 継 続 届 出 書

〈〈農業協同組合の名称〉〉

は、事業を継続するので、農業協同組合法第64条の3第

〈〈農事組合法人の名称〉〉

3項（法第73条第4項において準用する場合）の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 組合等の継続の理由書
- 2 組合等の継続について決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 登記事項証明書（組合等登記令第19条の2で規定される組合の継続に係るもの）

(注) 組合の届出の場合は、上記（法第73条第4項において準用する場合）を削除すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

設立委員 郵便番号  
住 代 表 者 氏 名  
（電話 局 番）

以下各設立委員の所属組合の主たる事務所の所在地及び名称並びに各設立委員の郵便番号、住所、氏名及び電話番号をこの例により記載すること。

新 設 合 併 認 可 申 請 書

農業協同組合法第65条第2項の規定により〈〈農業協同組合の名称〉〉と〈〈農業協同組合の名称〉〉との合併により、新たに〈〈農業協同組合の名称〉〉を設立するので、合併の認可を申請します。

記

- 1 設立しようとする組合の住所及び名称
- 2 合併する組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）（最終事業年度がない場合にあっては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録））
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）
- 10 合併経過を記載した書面
- 11 農業協同組合法施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 その他参考となるべき事項を記載した書類

（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第41号様式（第32条第1項関係）

番  
年 月 日

山口県知事 様

合併後存続する組合	郵便番号 主たる事務所の所在地 名称 代表者職氏名 (電話 局 番)
合併により解散する組合	郵便番号 主たる事務所の所在地 名称 代表者職氏名 (電話 局 番)

吸収合併認可申請書

農業協同組合法第65条第2項の規定により、〈〈農業協同組合の名称〉〉と〈〈農業協同組合の名称〉〉との合併認可を申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）（最終事業年度がない場合にあっては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録））
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 合併経過を記載した書面
- 10 農業協同組合法施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書類  
(総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする



第41号の2様式（第32条第2項関係）

番 年 月 日

山口県知事 様

合併後存続する組合	郵便番号 主たる事務所の所在地 名称 代表者職氏名 (電話 局 番)
合併により解散する組合	郵便番号 主たる事務所の所在地 名称 代表者職氏名 (電話 局 番)

吸 収 合 併 認 可 申 請 書

農業協同組合法第65条第2項の規定により、〈〈農業協同組合の名称〉〉と〈〈農業協同組合の名称〉〉との合併認可を申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 合併によって消滅する出資組合が合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併後存続する出資組合が合併の方針を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）
- 4 合併契約書及び覚書（謄本）
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）（最終事業年度がない場合にあっては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録））
- 6 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 合併によって消滅する出資組合が総代会で合併を決議した場合は、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 9 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 10 合併経過を記載した書面
- 11 合併により消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の5分の1を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の

額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えていないことを証する書面

12 合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

13 農業協同組合法施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

14 その他参考となるべき事項を記載した書類

（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第42号様式（第32条第3項関係）

番 年 月 日  
号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

合 併 登 記 届 出 書

合併の登記をしたので、山口県農業協同組合法施行細則第32条第3項の規定により届出を行います。

(添付書類)  
登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

承継組合	郵便番号 主たる事務所の所在地 名称 代表者職氏名 (電話	局	番)
被承継連合会	郵便番号 主たる事務所の所在地 名称 代表者職氏名 (電話	局	番)

権利義務承継認可申請書

権利義務の承継の認可を受けたいので、農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第2項の規定により申請します。

(添付書類)

- 1 承継の理由書
- 2 承継を決議した総会の議事録（謄本）  
（総代会において承継の決議をした場合にあっては、総代会の議事録（謄本）及び組合員投票録（謄本））
- 3 各組合の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録のみ）
- 4 法第70条第2項において準用する第65条第4項において準用する法第49条第2項及び第50条第2項の手続を終わったことを証する書面（出資組合の場合に限る。）
- 5 承継人たる組合の定款及び事業計画書
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第44号様式（第33条第2項関係）

番 年 月 日  
号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

承 継 登 記 届 出 書

権利義務の承継の登記をしたので、山口県農業協同組合法施行細則第33条第2項の規定により届出を行います。

(添付書類)  
登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

設立委員 郵便番号  
住 所  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

新 設 分 割 認 可 申 請 書

農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、新たに〈〈農業協同組合の名称〉〉  
を設立するので、新設分割の認可を申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 新設分割計画（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 10 新設分割の経過を記載した書面
- 11 施行規則第209条の2に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など）
- 13 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

設立委員 郵便番号  
住 所  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

新 設 分 割 認 可 申 請 書

農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、新たに〈〈農業協同組合の名称〉〉  
を設立するので、新設分割の認可を申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）
- 3 新設分割計画（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 7 法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 8 新設分割の経過を記載した書面
- 9 新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えていないことを証する書面
- 10 新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 11 施行規則第209条の2に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など）
- 13 その他必要な書類（理事会議事録の写しなど）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第46号様式（第34条第3項関係）

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

新設分割登記届出書

合併の登記をしたので、山口県農業協同組合法施行細則第34条第3項の規定により届出を行います。

(添付書類)  
登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



山口県知事 様

届出者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

組合清算終了届出書

〈〈農業協同組合の名称〉〉の清算が終了したので届出を行います。

(添付書類)

- 1 決算報告書（法第72条の2に規定される決算報告）
- 2 総会（総代会）の議事録（謄本）（法第72条の2に規定される総会（総代会）にか  
かるもの）
- 3 登記事項証明書（組合等登記令第10条に規定される清算終了の登記がなされたも  
の）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番  
年 月 日

山口県知事 様

請求者 郵便番号  
住 氏 所 名  
氏 氏 名  
(電話 局 番)

農事組合法人仮理事選任請求書

農業協同組合法第72条の22の規定により、〈〈農事組合法人の名称〉〉の仮理事の選任を請求します。

(添付書類)

- 1 請求の理由書
- 2 農事組合法人の概況書
- 3 仮理事に推薦する者の住所、氏名、生年月日及び略歴を記載した書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

農事組合法人 届出書  
定款変更  
成立  
解散  
合併

定款変更 29第2項  
成立 32第4項  
したので、農業協同組合法第72条の の規定により届出を行い  
解散 34第2項  
合併 35第3項

ます。

(添付書類)

定款変更

- 1 定款の変更の理由書
- 2 新旧対照表
- 3 定款全文
- 4 定款変更の決議をした総会の議案及び議事録（抄本）
- 5 登記事項証明書（出資農事組合法人を非出資農事組合法人へ移行した場合及び非出資農事組合法人を出資農事組合法人へ移行した場合、若しくは登記変更が必要な場合（法人住所変更等）に限る。）

成立

- 1 登記事項証明書
- 2 定款
- 3 事業計画書（事業目論見書）
- 4 組合員名簿（法第73条第1項で準用する法第27条に規定される組合員名簿（氏名、住所、加入の年月日、組合員たる資格の別、出資口数及び出資各口の取得の年月日、払込済みの出資の額及びその払込みの年月日を記載したもの。））
- 5 役員住所及び氏名を記載した書面
- 6 発起人会（創立総会）の議事録（謄本）

解散

- 1 解散の理由書
- 2 総会の議事録（謄本）（総会の決議により解散した場合に限る。）
- 3 直近もしくは解散時における財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては財産目録のみ）
- 4 登記事項証明書（組合等登記令第7条に規定される解散の登記が記載されたもの。）

合併

- 1 合併の理由書
- 2 各農事組合法人の合併を決議した総会の議事録（謄本）

- 3 登記事項証明書（合併により消滅する農事組合法人にあつては解散の登記をしたもの、合併後存続する農事組合法人にあつては変更登記をしたもの、合併によって設立した農事組合法人にあつては設立登記したもの。）
- 4 合併経過報告書
- 5 合併契約書（謄本）
- 6 定款
- 7 役員の住所及び氏名を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第50号様式（第41条関係）

番  
年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
届出者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

農事組合法人清算終了届出書

〈〈農事組合法人の名称〉〉の清算が終了したので、農業協同組合法第72条の44の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 決算報告書（法第73条第4項において準用する会社法第507条第1項に規定される決算報告）
- 2 総会の議事録（謄本）（法第73条第4項において準用する会社法第507条第3項に規定される総会にかかるもの）
- 3 登記事項証明書（組合等登記令第10条に規定される清算終了の登記がなされたもの）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第51号様式（第42条関係）

番 年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

組 織 変 更 届 出 書

組織変更したので、農業協同組合法第73条の10（法第80条において準用する場合）の規定により届出を行います。

(添付書類)

- 1 変更の理由書
- 2 組織変更計画書
- 3 組織変更計画を承認した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 4 登記事項証明書（変更前組織にあっては解散の登記をしたもの、変更後組織にあっては設立の登記をしたもの。）

(注) 出資組合若しくは出資農事組合法人の届出の場合は、上記（法第80条において準用する場合）を削除すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第52号様式（第43条関係）

番 年 月 日

山口県知事 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
(電話 局 番)

検 査 請 求 書

農業協同組合法第94条第1項の規定により、〈〈農業協同組合の名称〉〉の検査を請求します。

(添付書類)

- 1 請求の要旨を記載した書面
- 2 請求日現在における正組合員及び准組合員の数を記載した書面
- 3 請求同意者の住所及び氏名
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第53号様式（第44条関係）

番 年 月 日  
年 月 日

山口県知事 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
(電話 局 番)

決 議  
選 挙 取 消 請 求 書  
当 選

農業協同組合法第96条第1項の規定により、〈〈農業協同組合の名称〉〉において

年 月 日になされた選挙の取消を請求します。  
決 議  
当 選

(添付書類)

- 1 請求の要旨を記載した書面
- 2 請求日現在における正組合員及び准組合員の数を記載した書面
- 3 請求同意者の住所及び氏名
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

設置  
共済代理店 届出書  
廃止

設置  
共済代理店を 廃止 しますので、農業協同組合法第 9 7 条第 1 号の規定により、  
廃止

下記のとおり届出を行います。

記

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名（法人等の場合）	
営業所又は事務所の所在地	
設置（廃止）理由	
設置（廃止）予定日	年 月 日（ ）
主たる業務の内容	

(注) 「主たる業務の内容」欄は、共済代理店を設置する場合に記載すること。

(添付書類)

共済代理店を設置する場合は、委託契約書案

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

選任  
共済計理人の 届出書  
退任

〇〇〇〇を共済計理人に選任しましたので（共済計理人〇〇〇〇が退任しましたので）、  
農業協同組合法第 9 7 条第 2 号の規定により、届出を行います。

(添付書類)

選任

- 1 履歴書
- 2 農業協同組合法施行規則第 4 6 条に規定する要件に該当することを証する書面
- 3 共済計理人が 2 人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

退任

- 1 理由書
- 2 当該共済計理人退任後も共済計理人が 2 人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

農業協同組合法第11条の64第1項第1号又は2号に掲げる会社を子会社とする届出書

農業協同組合法第11条の64第1項第1号又は2号に掲げる会社を子会社とすることについて、農業協同組合法第97条第3号の規定に基づき、下記のとおり届出を行います。

記

子会社とする会社の概要	名称	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
	業務の内容	(農業協同組合法施行規則第61条第0項第0号に該当)
	会社の状況 (直近の決算期より) (注)	売上高： 総資産： 経常損益： 資本金： 当期損益：
	役員役職名及び氏名	
	役員及び従業員の数	
	子会社とした後の主要株主等の構成	A社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
保有する議決権の数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
子会社とする理由		
実行予定日	年 月 日 ( )	

(注) 「会社の状況」については当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

(添付書類)

- 1 届出者に関する次に掲げる書類
  - (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
  - (2) 本件届出後における収支の見込みを記載した書類
- 2 本件届出後における届出者及びその子会社の収支の見込みを記載した書類
- 3 本件届出後における届出者及びその子会社の連結自己資本比率の見込み(法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合及びその子会社に限り)
- 4 届出に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

- 5 届出に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、届出者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 届出に係る子会社の役員の履歴書
- 7 届出に係る子会社の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第57号様式(第47条第2項関係)

番 年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

子会社が子会社でなくなった届出書

子会社が子会社でなくなりましたので、農業協同組合法第97条第4号の規定に基づき、下記のとおり届出を行います。

記

名称		
主たる営業所又は事務所の所在地		
業務の内容		
保有議決権数	変更前	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	変更後	個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社でなくなった理由		
子会社でなくなった日		年 月 日 ( )

(添付資料)  
その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第58号様式(第47条第3項関係)

番 年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

子会社が子会社対象会社に該当しない子会社になった届出書

子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社になったので、  
農業協同組合法第97条第5号の規定に基づき、下記のとおり届出を行います。

記

子会社の商号		
子会社の主たる営業所又は事務所の所在地		
業務の内容	変更前	(農業協同組合法施行規則第61条第0項第0号に該当)
	変更後	
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)	
子会社対象会社でなくなった理由		
子会社対象会社でなくなった日	年 月 日 ( )	

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
組 合 名  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の開始届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等〇〇について比例連結の方法を用いるので、信用事業命令第58条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり届出を行います。

記

関連法人等に関する事項		
名称		
主たる営業所の所在地		
業務の内容		
発行済株式の総数又は出資の総額（1）		
資本の額（資本金・資本準備金）		
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名		
設立日及び事業開始日		年 月 日
共同支配会社に関する事項		
名称		
主たる営業所の所在地		
代表者の氏名		
業務の内容		
その所有する関連法人等の株式又は持分の数又は額（2）		
持株割合等（（2）÷（1））		
関連法人等に対する出資額		
他の共同支配会社との間に資本関係がある場合には、その内容		
連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用に関する事項		
開始する時期		年 月 期
開始する理由		

(注) 「共同支配会社」には届出者を含めること

添付書類

- 1 当該関連法人等の定款その他これに準ずるものの写し
  - 2 当該関連法人等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類
  - 3 共同支配会社の間株式保有又は出資の関係を示す図
  - 4 投資及び事業に関する契約の写し
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話局番)

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等〇〇について比例連結の方法の使用を中断するので、農業協同組合法第97条第12号及び信用事業命令第58条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり届出を行います。

記

名称	
主たる営業所の所在地	
代表者の氏名	
業務の内容	
資本の額又は出資の総額	
届出者の金融業務を営む関連法人等に対する持株割合等	
連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用に関する事項	
開始した時期	年 月期
中断する時期	年 月期
中断する理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
担当者  
(電話 局 番)

特殊関係者を新たに有することになった届出書

〇〇〇を特殊関係者として新たに有することになったため、農業協同組合法第97条  
農業協同組合法施行規則第231条第1項第5号  
第12号及び 〇〇〇の規定に基づき、  
信用事業命令第58条第1項第3号

下記のとおり届出を行います。

記

名称	
主たる営業所の住所	
業務の内容	
会社の状況	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (当期損益)
取締役及び監査役の 役職及び氏名 (注)	
役員及び従業員の数	
保有議決権	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者となった 理由	
主要株主等の構成	〇〇〇 個 (総株主の議決権に対する割合 %) 〇〇〇 個 (総株主の議決権に対する割合 %) 〇〇〇 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
届出事由発生日	年 月 日 ( )

(注) 当該農業協同組合出身役員の場合には、その旨を記載のこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
組合名  
代表者職氏名  
担当者  
(電話 局番)

特殊関係者でなくなったことに伴う届出書

〇〇〇が特殊関係者でなくなったため、農業協同組合法第97条第12号及び  
農業協同組合法施行規則第231条第1項第6号  
信用事業命令第58条第1項第4号  
の規定に基づき、下記のとおり  
届出を行います。

記

名称	
主たる営業所の住所	
業務の内容	
保有議決権	個（議決権に対する割合 %）
特殊関係者でなくなった理由	
届出事由発生日	年 月 日（ ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
組合名  
代表理事名  
(電話 局 番)

(永久)劣後特約付借入金の受入れ(変更)届出書

(永久)劣後特約付借入金を受入れることとしたので(既往分を変更することとしたので)、農業協同組合法第97条第12号並びに信用事業命令第58条第1項第13号(及び第14号)の規定に基づき、下記のとおり届出を行います。

記

借入(変更)理由					
借入(変更)予定日		年 月 日			
借入総額(円貨換算額)					
借入先					
借入期間		年 月 日～ 年 月 日			
借入金利率					
自己資本比率の推移		借入直前期 ( / 期) %	借入実行期 ( / 期) %	借入実行翌期 ( / 期) %	
本件受入 後の残高		期限付劣後特約付借入金		永久劣後特約付借入金	
	通貨別	円貨建	外貨( )建	円貨建	外貨( )建
	残高				
その他の参考事項					

(記載上の注意)

- ① 契約書案を添付すること。
- ② 当初の届出事項を変更しようとする場合には、当初の届出書の写しを添付すること。
- ③ 「本件受入後の残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
組合名  
代表理事名  
(電話 局 番)

(永久) 劣後特約付借入金の期限前弁済届出書

(永久) 劣後特約付借入金を弁済することとしたので、農業協同組合法第97条第12号及び信用事業令第58条第1項第14号の規定に基づき、下記のとおり届出を行います。

記

期限前弁済理由					
期限前弁済予定日		年 月 日			
弁 済 額					
弁 済 先					
自己資本比率の推移		弁済直前期 ( / 期) %	弁済実行期 ( / 期) %	弁済実行翌期 ( / 期) %	
本件弁済後の残高		期限付劣後特約付借入金		永久劣後特約付借入金	
	通貨別 残高	円貨建	外貨 ( ) 建	円貨建	外貨 ( ) 建
その他の参考事項					

(記載上の注意)

- ① 劣後特約付借入金の受入届出書の写しを添付すること。
- ② 「本件弁済後の残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

郵便番号  
申請者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

特定農業協同組合承認申請書

信用事業命令第59条の規定に基づき、特定農業組合告示第2条第1項第1号（又は第2号）に該当するものとして、特定農業協同組合の承認を受けたく、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 余裕金の運用先拡大の必要性
- 2 今後の余裕金運用の基本的考え方
- 3 信用農業協同組合連合会との調整の経過
- 4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額  億円  
( 年 月 1 日から 年 月 末までの平均残高)

(参考) 過去5年間の貯金等の推移

(単位：百万円)

区分	年度	年度	年度	年度	年度
貯金額					
定期積金額					
計					

(記載上の注意) ① 事業年度の平均残高により記入すること。  
 ② 5年以内に合併している場合は、合併以後とすること。  
 (以下同じ)

## (2) 財務内容等

## ア 単体自己資本の比率 ( 年度末)

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				

コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	%		%	

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

(参考) 過去5か年の単体自己資本比率の推移

(単位：%)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
自己資本比率					

ア-2 連結自己資本の比率 (年度末)

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				

適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額			
特定項目に係る10パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
特定項目に係る15パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)			
自己資本			
自己資本の額 ( (イ) - (ロ) ) (ハ)			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産（オン・バランス）項目			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)			
うち、上記以外に該当するものの額			
オフ・バランス項目			
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額			



中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	%		%	

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

(参考) 過去5か年の連結自己資本比率の推移 (単位：%)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
自己資本比率					

イ 剰余金又は損失金 ( 年度) (単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 (a+b)		

(記載上の注意) 損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

(ア) 財務内容 (特定農業協同組合告示第2条第1項第1号ロ (3) に定める合計額の状況等)

(イ) 事業運営 (違法・不正事案及び紛争事案の状況等)

(3) 事業執行体制

ア 常勤理事及び参事の状況

役職名	氏 名	専門担当職務	勤務の状況	備 考

(記載上の注意) ① 組合長を除く常勤理事及び参事について記載すること。

② 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。

③ 「勤務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を

記載する。

- ④ 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、添付書類の「8 その他参考となる資料」として、市場運用及び事務管理担当理事とリスク管理担当理事が同号ロ(1)を満たしていることがわかる書類を添付する。

イ 余裕金運用に係る担当部門の設置及び運用担当職員の状況

担当部	担当課 (室)	業務区分	職員数		備考
				うち担当職員数	

- (記載上の注意) ① 職務権限規程により記入する。  
 ② 「業務区分」欄には、当該職員の業務の区分について、市場運用、事務管理、リスク管理の別を記載する。  
 ③ 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、「備考」欄に、  
 ・ 市場運用担当部門については、余裕金運用に係る専任職員の人数及び当該専任職員の業務経験期間を記入する。  
 ・ 事務管理担当部門及びリスク管理担当部門については、余裕金運用に係る担当職員の業務経験期間を記入する。  
 また、申請に当たっては、添付書類の「8 その他参考となる資料」として、当該職員の兼任状況がわかる資料及び業務経験期間を証明する職歴等の書類を添付する。

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 余裕金運用に係る業務の職務権限

項目	職務分掌	権限者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長

(記載上の注意) 職務権限規程により記入する。

(イ) 内部監査体制の概要

① 内部監査担当部門

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意) 監事が常勤あるいは学経の場合は「内部監査」の「備考欄」にその旨を記載する。

② 内部監査の実施状況

添付書類

- 1 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高
- 2 貸借対照表、損益計算書等財務諸表（連結財務諸表を含む。）
- 3 組織図
- 4 職務権限規程
- 5 余裕金運用規程
- 6 内部監査規程
- 7 承認申請に係る決議を行った理事会議事録
- 8 その他参考となる資料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話局番)

余 裕 金 運 用 限 度 承 認 申 請 書

余裕金の運用限度超過の承認を受けたいので、農業協同組合法施行令第32条第5項ただし書きの規定により申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 最近における余裕金の運用状況
- 3 当該申請を行うことについての決議を行った理事会の議事録（抄本）
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

※ なお、余裕金運用限度の承認申請は、毎事業年度每行うものとする

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 日  
号 日

山口県知事 様

郵便番号  
報告者 主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 氏 名

担当者情報	
所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

今般、以下のように障害等が生じたので、山口県農業協同組合法施行細則第55条の規定に基づき報告します。

障 害 発 生 等 報 告 書  
(第 報) (連絡日時： 年 月 日 時 分)

項 目		内 容
障害の発生 日時・場所	発生日時	年 月 日 時 分頃
	発生場所	
障害の発生したサ ービス	サービスの概要	
	サービスへの影響	
障害原因	障害分類	
	原因内容等	<input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済 内容 ( )
対象システム	システム名称	
	システムの概要	
被害状況等	復旧見込	<input type="checkbox"/> 復旧済み ( 日 時頃) <input type="checkbox"/> 復旧見込み ( 日 時頃) <input type="checkbox"/> 不 明
	被害状況	
	復旧までの影響	
他の事業者等への影響等		
対処状況	復旧までの対応	
	対外説明	
	その他の連絡先等	
事後改善策		

## (記載要領)

- 1 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする。  
第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載すること。なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載すること。
- 2 サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする（様式任意）。
- 3 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所等（市町村名まで）及び店舗等の名称を記載すること。
- 4 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載すること。  
なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする。  
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載すること（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない）。
- 5 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名（勘定系、対外接続系等）を記載すること。
- 6 「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害（顧客への影響等）が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載すること。
- 7 「他の事業者等への影響等」欄については、他の事業者等に対して攻撃・障害等が波及する可能性、現況等が確認されている場合には、その内容を記載すること。
- 8 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
- 9 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

( 障 害 分 類 表 )

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表のコード番号を記載すること。  
報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない。

脅威の種類	コード番号	原因の分類	説明
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	1-1	外部からの不正アクセス、DoS攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害
	1-2	コンピュータウイルスへの感染	コンピュータウイルスへの感染による障害
	1-3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害
非意図的要因	2-1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合等による障害
	2-2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害
	2-3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害
	2-4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害
災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害
他分野の障害からの波及	4-1	情報通信分野（電気通信）からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害
	4-2	電力分野からの波及	利用する電力利用からの波及による障害
	4-3	水道分野からの波及	利用する水道供給からの波及による障害
	4-4	上記以外の他分野からの波及	上記以外の他分野からの波及による障害
その他	5	その他	上記の脅威の種類以外の理由による障害

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

農業協同組合法施行規則第62条各号に掲げる事由により  
他の会社を子会社としたことに係る届出書

農業協同組合法施行規則第62条各号に掲げる事由により他の会社を子会社としましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第1号の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

子会社とした会社の概要	商号又は名称	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
	業務の内容	
	会社の状況 (直近の決算期より) (注)	売上高： 総資産： 経常損益： 資本金： 当期損益：
	役員 の 役職名 及び 氏名	
	役員 及び 従業員 の 数	
	保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
主要株主等の構成	A社	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	B社	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	C社	個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社とした理由	(農業協同組合法施行規則第62条第 号該当)	
子会社とした日	年 月 日 ( )	

(注) 「会社の状況」については当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する。(本欄の項目に必ずしもこだわらない)

(添付書類)

- 1 子会社とした会社の役員の履歴書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

子会社の名称等の変更に係る届出書

〇〇が名称等を変更いたしましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第2号の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

子会社の 名称又は商号	変更前	
	変更後	
子会社の主たる営業所 又は事務所の所在地		
会社の状況		(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金)  (当期損益)
株主構成		
取締役及び監査役の役職 及び氏名 (注)		
従業員数		
事業内容		
変更予定日		年 月 日 ( )

(注) 当該農業協同組合出身役員の場合には、その旨記載すること

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

子会社の本店所在地の変更に係る届出書

〇〇が本店の所在地を変更いたしましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第2号の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

子会社の商号又は名称		
本店又は主たる 事務所の所在地	変更前	
	変更後	
会社の状況	(売上高)	(総資産)
	(経常損益)	(資本金)
	(当期損益)	
株主構成		
取締役及び監査役の役職 及び氏名 (注)		
従業員数		
事業内容		
変更予定日	年 月 日 ( )	

(注) 当該農業協同組合出身役員の場合には、その旨記載すること

(添付書類)

- 1 変更予定地の見取図
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 号 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

子会社の業務内容の変更に係る届出書

〇〇が主な業務の内容を変更いたしましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第2号の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

子会社の商号又は名称		
子会社の所在地		
主な業務内容	変更前	
	変更後	
変更予定日		年 月 日 ( )
理由		

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

子会社の合併に係る届出書

〇〇が合併いたしましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第2号の規定により、下記のとおり届出を行います。  
記

新会社の概要 (1) 商号又は名称 (2) 所在地 (3) 資本金 (4) 株主構成 (5) 役員の名職名及び氏名 (6) 従業員数 (7) 事業内容						
旧会社の概要 上記(1)～(7)						
合併の形態						
合併の理由						
合併の期日						
業績予想	(単位：百万円)					
	区 分	前々期実績	前期実績	当期見込み	翌期予想	翌々期予想
	・・・ 営業収益					
	営業費用					
	営業損益					
	・・・ 経常損益					
	・・・ 当期損益					
	・・・					

(添付書類)  
その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 日 号

山口県知事 様

届出者 郵便番号 主たる事務所の所在地 名称 代表者職氏名 (電話 局 番)

子会社の業務の全部の廃止に係る届出書

〇〇が業務の全部を廃止いたしましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第2号の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

Table with 2 columns and 9 rows: 解散(又は業務の全部を廃止)する子会社の商号又は名称, 所在地, 資本金, 株主構成, 役員の役職名及び氏名, 従業員数, 業務の内容, 解散(又は業務の全部を廃止)する理由, 解散(又は業務全部廃止)予定日

(添付書類) その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得（又は保有）に係る届出書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得（又は保有）しましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第7号の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業務の内容				
会社の状況 (直近の決算期より) (注1)	(売上高) (経常損益) (当期損益)	(総資産) (資本金)		
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減 (②-①)
	総株主等の議決権(注2,6)	個	個	個
	保有議決権数(注2,3,4)	個	個	個
	保有議決権割合(注3)	%	%	%
議決権取得（又は保有）の理由(注5)	(根拠条文：農業協同組合法施行規則第63条第( )号)			
起算日	年 月 日 ( ) (注6)			

(注1) 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）

(注2) 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等の招集通知の受領時（以下「判明時」という。）に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。（この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。（注4）において同じ。）

(注3) 「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数第2位までの計数を記入すること。

(注4) 保有議決権数の算定方法

判明時に保有する当該会社の議決権数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権の数」とみなして差し支えない。

(注5) 農業協同組合法施行規則第63条（以下「規則」という。）第6号から第8号までの事由による場合は「総株主の議決権の数の減少」として一括記載することで差し支えない。

(注6) 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日 ※1	総株主等の議決権 ※7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(※2)時点の議決権数(以下「基準日議決権数」という。)
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数+取得に係る議決権数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌々月末営業日	取得日	基準日議決権数+当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌々月末営業日	転換日	基準日議決権数+当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部(下の場合を除く) ※3	定時総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部(金庫株取得の場合) ※4	※5	届出日	基準日議決権数 ※6
規則第8号の一部(合併・営業譲渡等の株会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。)	株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数+総会決議に係る議決権数
その他の事由	届出(超過)要因に基づき規則第1号から第8号までに準じて個別に判断すること		

※1 基準議決権数を超過して取得又は保有した日をいう。

※2 会社法第124条に規定する「基準日」をいう。

※3 相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定しうるが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。

※4 会社法第113条第4項に規定する自己株式をいう。

※5 ① 枠を議決した株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日、又は

② 枠の実行を月次等の開示で知った日を含む月の翌々月末営業日（非上場等で枠の実行の開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日）のいずれか選択した方法で届けるものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残枠を含めた数で届け出ても差し支えない。）。

※6 ※5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

※7 「総株主等の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものをを用いるものとする。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

基準議決権を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権数を有しなくなった届出書

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて有する部分の議決権を保有しなくなりましたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第8号の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業務の内容				
総株主等の議決権・保有議決権数の状況		届出事由 発生前①	届出事由 発生後②	増 減 (②-①)
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	保有議決権数割合	%	%	%
基準議決権数を超えて取得(又は保有)した時の理由	(根拠条文：農協法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号)			
基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった日	年 月 日 ( )			

(注) 第74号様式に関する注記の記載要領に準じて記載すること。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

基準議決権数を超過して議決権を保有する子会社対象会社又は特殊関係者の  
業務内容を変更する場合の届出書

基準議決権数を超過して議決権を保有する会社である〇〇が業務の内容を変更すること  
となりましたので、農業協同組合法第97条第12号及び

農業協同組合法施行規則第231条第1項第9号

の規定により、

信用事業命令第58条第1項第5号

下記のとおり届出を行います。

記

商号又は名称		
本店又は主たる 営業所の所在地		
業務の内容	変更前	
	変更後	
役員の役職名及び 氏名 (注)		
変更の理由		
会社の状況 (直近の決算期より)	売上高： 経常損益： 当期損益：	総資産： 資本金：
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
変更予定日	年 月 日 ( )	

(注) 当該組合出身の役員の場合には、その旨を記載する。

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 職 氏 名  
(電話 局 番)

異常危険準備金の基準外積立て（又は取崩し）に係る届出書

農林水産大臣が定める積立てに関する基準によらない異常危険準備金の積立て（取崩し）を行いますので、農業協同組合法第 9 7 条第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則第 2 3 1 条第 1 項第 1 4 号の規定により、下記のとおり届出を行います。

記

共済種類	
------	--

(単位:百万円)

区 分	異常危険準備金 I	異常危険準備金 II	合 計
年度始積立額			
当年度積立額			
当年度取崩額			
年度末積立額			

(単位:百万円)

区分	異常危険準備金 I	異常危険準備金 II	
積立	普通死亡リスク	予定利率リスク相当額の 10%	
	災害死亡リスク		
基準額	生存保障リスク	責任準備金の 0.1%	
	災害入院リスク		
	疾病入院リスク		
	火災リスク、自動車リスク、傷害リスク、地震災害リスク及び風水害リスク		
額	その他のリスク (生命)		
	その他のリスク (損害)		

積立限度額	普通死亡リスク		予定利率リスク相当額	
	災害死亡リスク			
	生存保障リスク			
	災害入院リスク			
	疾病入院リスク		責任準備金の3%	
	火災リスク、自動車リスク、傷害リスク			
取崩基準	その他のリスク (生命)			
	その他のリスク (損害)			
取崩基準	危険差損の額		利差損の額	
	税負担の額		契約者割戻準備金の積立額	
	契約者割戻準備金の積立額			

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

番 年 月 日 号

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

業務又は財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期承認申請書

業務又は財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧の開始を延期したいので、  
農業協同組合法施行規則第206条第3項の規定により、承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 縦覧開始予定日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
組合名  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

就任  
会計監査人 届出書  
退任

年 月 日開催の総会（総代会）の決議により、下記のとおり会計監査人が  
就任  
退任

しましたので、農業協同組合法施行規則第231条第1項第17号の規定により届出を  
行います。

記

(就任)

会計監査人の名称又は氏名	
就任年月日	年 月 日 ( )
就任の理由	

(退任)

会計監査人の名称又は氏名	
退任年月日	年 月 日 ( )
退任の理由	

(添付書類)

- 1 会計監査人の就任又は退任の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録（抄本）
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第80号様式（第61条関係）

番 年 月 日 号

山口県知事 様

届出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
組合名  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

不祥事件発生届出書

別紙のとおり不祥事件が発生しましたので、農業協同組合法第97条第12号及び  
農業協同組合法施行規則第231条第1項第18号  
信用事業命令第58条第1項第15号  
の規定により届出を行います。

(添付書類)  
不祥事件の概要を記載した書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 8 1 号様式（第 6 2 条第 1 項関係）

番 年 月 号 日

山口県知事 様

提出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
組合名  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

事業計画書提出書

事業計画書を作成しましたので、農業協同組合法施行規則第 2 3 2 条第 1 項の規定により提出します。

(添付書類)  
事業計画書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。



番 年 月 日 号

山口県知事 様

申請者 郵便番号  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
(電話 局 番)

事業計画書の提出の延期に係る承認申請書

事業計画書の提出を延期したいので、農業協同組合法施行規則第 2 3 2 条第 6 項の規定により、承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 提出予定日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。